

# 退職年金精算請求書

「第1・第2退職年金及び・加算年金受給者用」

基金欄				
-----	--	--	--	--

				年金証書番号		提出日	令和	年	月	日	
裁定請求者	氏名	フリガナ (印)	性別	生年月日	年金精算事由(受給後5年未満は、特別な事情が必要)						
			男・女	昭和 年 月 日							
	住所	フリガナ 〒( - )			本	銀行名等	銀行・信金 (コト) 信組・農協				
		連絡先 TEL ( )	様方		人	支店名 又は	支店 (コト) ゆうちょ記号 出張所				
				口	普通預金						
				座	口座番号						
					メイギニン						
	年金種類	年金精算率	現受給の年金選択率	必 要 書 類	受給開始後5年以上の場合			受給開始後5年未満の場合			
	第1	% (下記注3) ← 100 % ※ 50 %			1. 年金証書			* 左記の1. ~3. の書類及び精算事由書並びに			
	加算	100 % 50 % ←	100 % 67 % ※ 34 %		2. 退職所得の受給に関する申告書 (税務署所定用紙)			4. 年金精算事由の証明書			
	※第2 又は基本2	100 %	1) 該当箇所に○をつけてください。 2) ※の該当者は100%精算のみ可能		3. 退職所得の源泉徴収票 (退職した事業所で発行のもの) ・加算年金100%受給者のみ			例: (1)住宅、家財等の災害 → 罹災を証明する公的書類 (2)債務弁済困難 → 借用証書(コピー)又は債務残高証明 (3)長期入院等 → 医師の診断書又は入院証明等 (4)その他、(1)~(3)に準ずる事情 → 予めご照会ください			

### 請求上の注意

- 年金受給開始後5年を経過した日以後、保証期間内に年金精算(年金に代えて一時金での受給)をすることができます。ご希望の場合は、前述の期間内にご請求ください。
- 年金受給開始後5年未満で年金精算をご希望の場合は、次のいずれかの事由に該当の場合に限ります。
  - 災害により住宅又は家財等に著しい損害を受けた場合
  - 債務を弁済することが困難な場合
  - 心身に重大な損害を受け、又は長期入院をした場合
  - その他、(1)~(3)に準ずる事情がある場合
- 年金精算率(一時金選択率)については、第1年金100%、加算年金100%又は67%の受給者は、その50%を年金精算し、50%を年金受給の継続ができます。
- 「退職所得の受給に関する申告書」の用紙は、基金から送付します。

基金 使用 欄	加入者番号	
	年金支払	年 月分迄( )
	精算前	第1、第2、加算、基本、基本2
	精算後	第1、第2、加算、基本、基本2、無し
	年金裁定	改定、失権、年 月分
	精算時年齢	歳 ヲ月 (残期間 年 ヲ月)
	選択一時金: 入力コード(83) 受付	
	裁定	年 月分
	支払	年 月 日

※この請求書に記載または添付された内容は、年金、一時金、移換金または繰下金額の計算、確認、支払い及び支払い後の法定調書作成等に利用します。